1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価方法
 - ① 満期保有目的の債券等 償却原価法 (定額法)
 - ② 上記以外の有価証券で時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法
- (2)固定資産の減価償却の方法
 - ① 建物、構築物、車輌運搬具、器具備品(リース資産を除く) 定額法
 - (2) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法によっている。

- (3) 引当金の計上基準 ① 退職給付引当金 一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会の算定による当期末 退職金要支給額を計上している。
 - ② 賞与引当金 職員の賞与の支給に備えるため、翌年度の支給見込み額のうち当年 度の負担に属する金額を計上している。
 - ③ 徴収不能引当金 金銭債権の徴収不能に備えるため、一般債権については徴収不能実積率により、 徴収不能懸念債権等については個別に見積もった徴収不能見込額を計上する こととしている。
- (4)
- よ) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項① リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース 取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している。また、所有権移転外 ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成26年3月31日以前のリース取引については、 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
 - ② 消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当事項は無い

- 3. 法人で採用する退職給付制度
 - (1) 独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度
 - (2) 一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会の退職共済制度
- 4. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- ① 法人全体の計算書類
 - (会計基準省令第1号第1様式 第2号第1様式 第3号第1様式)
- ② 事業区分別内訳表
 - (会計基準省令第1号第2様式 第2号第2様式) 第3号第2様式
- ③ 社会福祉事業における拠点区分別内訳表

(会計基準省令第1号第3様式 第2号第3様式 第3号第3様式)

- ④ 公益事業における拠点区分別内訳表
 - (会計基準省令第1号第3様式 第2号第3様式 第3号第3様式 1拠点のため作成を省略している。
- ⑤ 収益事業における拠点区分別内訳表

(会計基準省令第1号第3様式 第2号第3様式 第3号第3様式) 1拠点のため作成を省略している。

- ⑥ 各拠点区分におけるサービス区分の内容 ア 本部拠点区分(社会福祉事業)
 - 「本部」
 - イ 淀川寮〈救護〉拠点区分(社会福祉事業) 「救護施設 淀川寮」 「通所·訪問事業」
 - ウ 助松寮拠点区分(社会福祉事業) 「児童養護施設 助松寮」
 - エ 弘済みらい園拠点区分(社会福祉事業) 「児童養護施設 弘済みらい園」
 - オ 弘済のぞみ園拠点区分(社会福祉事業) 「児童心理治療施設 弘済のぞみ園」
 - 力 長谷川羽曳野学園拠点区分(社会福祉事業) 「児童心理治療施設 長谷川羽曳野学園」

- キ 北さくら園拠点区分(社会福祉事業) 「母子生活支援施設 北さくら園」 「生計困難者に対する相談支援事業」
- ク リアン東さくら拠点区分(社会福祉事業) 「母子生活支援施設 リアン東さくら」 「生計困難者に対する相談支援事業」
- ケ 南さくら園拠点区分(社会福祉事業) 「母子生活支援施設 南さくら園」 「生計困難者に対する相談支援事業」
- コ 阿倍野保育園拠点区分(社会福祉事業) 「認定こども園 阿倍野保育園」
- サ 相川保育園拠点区分(社会福祉事業) 「保育所 相川保育園」
- シ 森之宮保育園拠点区分(社会福祉事業) 「保育所 森之宮保育園」 「小規模保育事業 もりのこルーム」
- ス 秀野保育園拠点区分(社会福祉事業) 「保育所 秀野保育園」
- セ 長柄保育園拠点区分(社会福祉事業) 「保育所 長柄保育園」 「小規模保育事業 さくらんぼルーム」
- ソ 湯里保育園拠点区分(社会福祉事業) 「認定こども園 湯里保育園」
- タ 西六保育園拠点区分(社会福祉事業) 「保育所 西六保育園」 「小規模保育事業 おひさまルーム」 「小規模保育事業 あったかスマイル・なにわ」
- チ 六反南保育園拠点区分(社会福祉事業) 「保育所 六反南保育園」
- ツ 玉出東保育園拠点区分(社会福祉事業) 「保育所 玉出東保育園」
- 北桃谷乳児保育園拠点区分(社会福祉事業) 「保育所 北桃谷乳児保育園」
- ト 今福南保育所拠点区分(社会福祉事業) 「保育所 今福南保育所」
- ナ 今津保育所拠点区分(社会福祉事業) 「保育所 今津保育所」
- 二 東喜連保育園所拠点区分(社会福祉事業) 「保育所 東喜連保育園」
- ヌ 香簑保育園拠点区分(社会福祉事業) 「保育所 香簑保育園」
- ネ 新北島保育所拠点区分(社会福祉事業) 「保育所 新北島保育所」
- ノ 北中本保育園拠点区分(社会福祉事業) 「保育所 北中本保育園」
- ハ 子育て支援事業所拠点区分(社会福祉事業) 「子育て援助活動支援事業 プラザ都島区」 「子育て援助活動支援事業 プラザ天王寺区」 「子育て援助活動支援事業 プラザ浪速区」 「子育て援助活動支援事業 プラザ注川区」 「子育て援助活動支援事業 プラザ生野区」 「子育て援助活動支援事業 プラザ住吉区」 「子育て援助活動支援事業 プラザ東住吉区」
- ヒ 自立支援センター舞洲拠点区分(公益事業) 「生活困窮者一時生活支援事業 自立支援センター舞洲」 「自立相談支援事業(此花区)」
- フ 不動産貸付事業拠点区分(収益事業) 「不動産賃貸事業」 「駐車場事業」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	21, 146, 250	0	0	21, 146, 250
建物	1, 997, 425, 846	4, 745, 517	98, 537, 258	1, 903, 634, 105
定期預金	1, 127, 500	0	0	1, 127, 500
合 計	2, 019, 699, 596	4, 745, 517	98, 537, 258	1, 925, 907, 855

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当事項は無い

7. 担保に供している資産 (1) 担保に供されている資産は以下のとおりである

(1) 温休に供られている貝座は外上のこれりである。				
拠点区分	勘定科目	金額 (単位:円)		
リアン東さくら	建物(基本財産)	722, 836, 640		
森之宮保育園	建物(基本財産)	336, 672, 775		
東喜連保育園	建物(基本財産)	195, 558, 258		
合 計		1, 255, 067, 673		

(2) 担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

<u>(1) 世界 U C V の関係の主義人 O 並供はの T V C (の) C </u>				
拠点区分	勘定科目	金額 (単位:円)		
リアン東さくら	設備資金借入金	74, 980, 000		
森之宮保育園	設備資金借入金	46, 000, 000		
東喜連保育園	設備資金借入金	66, 368, 000		
	(1年以内返済予定額を含む)			
合 計		187, 348, 000		

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

勘定科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	3, 121, 430, 791	1, 217, 796, 686	1, 903, 634, 105
建物	348, 573, 461	198, 736, 660	149, 836, 801
構築物	208, 370, 655	132, 045, 289	76, 325, 366
車輌運搬具	49, 094, 335	30, 462, 291	18, 632, 044
器具及び備品	787, 531, 156	625, 679, 316	161, 851, 840
建設仮勘定	9, 750, 000	0	9, 750, 000
合 計	4, 524, 750, 398	2, 204, 720, 242	2, 320, 030, 156

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
114 20年国債	220, 237, 210	209, 260, 000	\triangle 10, 977, 210
143 20年国債	21, 510, 087	20, 482, 000	△ 1,028,087
合 計	241, 747, 297	229, 742, 000	\triangle 12, 005, 297

10. 関連当事者との取引の内容

該当事項は無い

11. 重要な偶発債務

該当事項は無い

12. 重要な後発事象

該当事項は無い

13. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受

該当事項は無い

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び 純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当事項は無い